

入札金額の内訳書の記載内容について お知らせ

井原市総務部財政課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載した内訳書を入札時に提出しなければならないこととされました。

これについて、井原市の建設工事でも、**令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行うものから入札時に提出いただく内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となります**ので、お知らせします。

1 工事費内訳書（例）

別添のとおり

2 内訳書への記載が新たに必要となった項目

○ 材料費及び労務費

⇒ 直接工事費の内数として記載してください。

○ 法定福利費の事業主負担額

⇒ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載してください。なお、公共建築工事については、工事原価の内数として記載してください。

○ 建退共制度の掛金

⇒ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載してください。なお、公共建築工事については、工事原価の内数として記載してください。

○ 安全衛生経費

⇒ 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を工事原価の内数として記載してください。

3 その他

○ その他の取り扱いについては、「**入札金額の内訳書の記載内容について Q & A**」の内容を確認してください。

井原市長 殿

住 所 井原市〇〇町〇〇〇〇番地

商号又は名称 〇〇会社 〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

工 事 費 内 訳 書

開 札 日	令和8年〇月〇日	工事番号	207-R08-〇〇〇〇
工 事 名	〇〇〇〇工事		
施工場所	井原市〇〇町〇〇 地内		
路河川名	市道 〇〇〇〇線		

工 種 等	金 額 (円)
本工事費	
道路土工	①
法面工	②
排水構造物工	③
構造物撤去工	④
舗装工	⑤
防護柵工	⑥
直接工事費	A (①から⑥の計)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費計	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担 (※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格 (入札金額)	A+B+C+D
うち安全衛生経費 (※2)	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

入札金額の内訳書の記載内容について Q&A

Q1 井原市が発注する全ての工事で、入札の内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となるのか。

A1 入札契約適正化法の改正により、井原市が発注する工事のうち、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから入札時に提出いただく内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となります。

Q2 材料費については、何を計上すればよいのか。

A2 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」(以下「労務費ダンピング防止ガイドライン」という。)では、主要な材料費については必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目として整理されています。直接工事費の内数として記載してください。また、問3の表を参考にしてください。

Q3 労務費について、何を計上すればよいのか。

A3 労務費ダンピング防止ガイドラインでは、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式(その他の物価本掲載の価格も含む)により積算した労務費は計上しなくてもよいとされています。直接工事費の内数として記載してください。なお、ガイドラインでは、次のとおり整理されています。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

Q4 法定福利費の事業主負担額については、何を計上すればよいのか。

A4 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額を計上してください。なお、土木工事については現場管理費の内数として、建築工事については工事原価の内数として記載してください。

Q5 安全衛生経費については、どのように計上すればよいのか。

A5 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を、労務費ダンプング防止ガイドラインで示す次の表を参考に工事原価の内数として計上してください。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	準備費	調査費用		・ 埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用
	安全管理等に要する費用		監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
	作業環境		換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）	
			・ 排気管、圧力計（高压室内）、照明器具	
	警報設備		・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）	
			・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・ 火薬庫など
現場環境改善費			・ 照明器具、熱中症対策設備	
現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）	
	安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター
注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

Q 6 建退共制度の掛金は、何を計上すればよいのか。

A 6 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載してください。

Q 7 労務費ダンピング防止ガイドラインはどこに公開されているのか。

A 7 「労務費に関する基準ポータルサイト」(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)において公開されています。関連施策の「労務費ダンピング調査」の実施について(<https://roumuhi.mlit.go.jp/related-measures/g-men>)をご確認ください。
その他、ポータルサイトに「【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例 書き方ガイド」(<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men>)が掲載されているので、参考としてください。

Q 8 入札の内訳書に材料費、労務費等の項目の記載がなかった場合は、失格となるのか。

A 8 現在は、制度改正から問もないこともあり、入札の内訳書に材料費、労務費等の記載がない場合は失格とはしませんが、法令により記載が必要な項目であることから、記載いただくようお願いします。
また、材料費、労務費等の記載がない内訳書を提出した入札者には、個別に指導を行うことがあります。